

2021年度徳島県奨学金返還支援制度

この事業は、若者の徳島県内就職の促進と徳島県産業における雇用創出を推進するため、「日本学生支援機構等」の奨学金を借りた大学生等が、徳島県内事業所に一定期間就業した場合に奨学金の返還を支援するものです。

【募集対象者】

次の項目のいずれにも該当する方

1. 日本学生支援機構奨学金等（徳島県が認めるもの）の貸与を「受けている方」又は「受けていた方（既卒者にあつては返還残額がある方（滞納がある場合を除く））」
2. 徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方（公務員を除く）
3. 大学、大学院を令和3年度に卒業（3月卒業に限る）又は令和4年度に卒業（3月以外の卒業も含む）し、卒業した年の9月末までに就業を開始する方（既卒者にあつては、募集期間が経過した日から令和5年9月末までに就業を開始する方）
4. 徳島県内に住所を有する予定の方

【助成金額】

- (1) 日本学生支援機構無利子奨学金又は当該奨学金の貸与基準に準じた無利子奨学金借受総額の1/2（既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(R4.3.31時点)のいずれか少ない額）【上限100万円】
 - (2) 日本学生支援機構有利子奨学金又は(1)以外に対象と認める奨学金借受総額の1/3（既卒者については奨学金借受総額の1/3と奨学金返還残額(R4.3.31時点)のいずれか少ない額）【上限額70万円】
- (1)(2)両方の奨学金貸与を受けた場合は(1)により算定した額とし、その額が70万円に満たない場合は、合算して70万円を上限に(2)により算定した額を加算。

【募集人数】

150名程度

【募集期間】

令和3年8月1日（日）～令和3年12月17日（金）（当日消印有効）

詳細は徳島県のHPに掲載の「徳島県奨学金返還支援制度」のページからご確認の上、申請書をダウンロードして直接申請してください。

※提出書類のうち「推薦書」については、指導教員に記載・厳封を依頼してください。